

第五十五回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十三号

昭和四十二年六月二十九日(木曜日)

午前十時三十六分開会

委員の異動

六月二十三日

辞任 宮崎 正雄君

補欠選任 田中 茂穂君

六月二十九日

辞任 津島 文治君

補欠選任 和田 鶴一君

出席者は左のとおり。

委員長 鹿島 俊雄君
理事 井川 伊平君
近藤英一郎君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君
上原 正吉君
重政 庸徳君
津島 文治君
横井 太郎君
小柳 勇君
竹田 現照君
椿 繁夫君
矢追 秀彦君

委員

国務大臣 通商産業大臣 菅野和太郎君
政府委員 通商産業政務次官 栗原 祐幸君
通商産業大臣官房長 大慈彌嘉久君

通商産業省重工業局長 高島 節男君
通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君
中小企業庁長官 影山 衛司君
常任委員会専門員 小田橋貞寿君

事務局側

説明員

通商産業省重工業局航空機武器課長 加藤 博男君

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(鉱山保安に関する件)

○中小企業振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○航空機工業振興法案の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の変更について御報告いたします。今月二十三日、宮崎正雄君が辞任され、その補欠として田中茂穂君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、鉱山保安に関する件について調査を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿部竹松君 前々回の参議院の本会議で、一酸化炭素に関する法案審議の際に、総理はじめ各大臣の御答弁がございましたが、たまたま菅野通商産業大臣の大橋議員の質問に対する答弁の中に、炭鉱労働者の保安の確保について、保安センターを設けて、保安の万全を期すという御答弁の内容でございましたが、これは予算化され、も

うすでに決定しておることなのですが、いかなることになつておるか。その点を第一にお尋ねいたします。

○国務大臣(菅野和太郎君) 鉱山保安センターは北海道と九州に設置するというところで、大体予算もいたしておるのでありますが、それをいよいよ具体的にどこへ設けるというところはまだ決定しておりません。しかしながら、だんだんともう煮詰まってきたので、なるべく早い時期にひとつ決定したいと、こう考えております。

○阿部竹松君 この件は菅野通商産業大臣の御就任前から計画がございまして、二年も三年も通商産業省の保安局で検討され、あるいは石炭経営者あるいは労働組合等からも強い要望がありまして、それ九州、北海道の石炭産地、特に保安の教育ですね、保安監督官の指導あるいは従業員の保安教育、こういうことでこれを遂行しようというので、一切国で負担して、国の力によって保安の確保をはかるのだということがまあ三年前から計画され、ようやく本年実施ということになり、予算化された。ところが、聞くところによればですね、なかなか大蔵省が了承しなかつたような向きもあるようですが、石炭経営者から何分の一の金を出して、国で出すほうの金額が少ないというふうにも承っているんですが、その内容はいかなる理由でそういうふうに転向してきたか、その点を次にお尋ねいたします。

○政府委員(中川理一郎君) 保安センターの計画を進めてまいりましたが、趣旨その他はただいま阿部先生からお話しのございましたとおりでございます。また、多年の懸案であり、かつ関係者一同、特に中央鉱山保安協議会の全員の強力な推薦と支持を受けて進めてきたプロジェクトでございます。ただ、今年度予算の予算折衝の段階におきまして、通産省側の要求原案といたしましては、北海道と九州の二カ所の保安センターについて、全

額国の経費によるセンターの設立という要求で出たわけでございましてけれども、鉱山労働者等の教育という事柄が主体でございますので、企業側と申しますか、関係者側もある程度の協力をすべきであるという趣旨等からいたしまして、今回成立をいたしました予算では、国が三分の二の補助金を交付いたしました。労働災害防止協会にこのセンターを設置させるということにきまつたわけでございます。

○阿部竹松君 炭鉱経営者から全額とは言わぬでも、炭鉱経営者に金を出させてその保安を守るなどというところがなかなか容易に行なわれぬということ、国でやりますよというところで出発しておるわけでしよう。しかし結論は、いま保安局長の御答弁のように、炭鉱経営者から金を出させて、国も出しておるわけですが、保安を守るのだ、初めの出発ともう全然違つておるんですね。斜陽産業といわれる石炭産業ですから、なかなか保安のほうに炭鉱経営者の手が回らないので、保安をさばる。意識的であるか無意識的であるかは別として、経済ベースを保つためには保安をさばるということではこれはいかぬということで、通産省では炭鉱警察というか、保安警察と言おうか、そのくらいの力を持たせて、それぞれの経営者の協力を得て、りっぱな保安係員あるいは炭鉱従業員をつくらうというのに、全然方針が変わつて、炭鉱経営者から金を出させて、そうして保安の確保をやる。それは私きわめて遺憾に思います。が、決定していることですから、これ以上申し上げません。ところが、通産大臣にお伺いしたいことは、今日まだどこに建てるかということがきまつておらない、そんなはずはないんですがね。砂上の楼閣を建てると同じですね。これは私うまい表現できませんから、こういう極端な表現を使うわけですが、少なくともこれは大蔵省当局に予算をこれこれ組んで要求する場合は、どこに建物

を建てて、土地代が幾らで、建築費が幾らで、あるいは中の施設費は幾らだというふうな予算を組んで通産省が大蔵省に要求するものと私は考えておいた。ところが予算化され依然としてどこに建てるかわかりませんという事で日を送っているという事は、本会議では通産大臣は全くいい答弁であつたが、中身が伴わない。私は本会議で壇上にかげ上がった、それは違うというふうな緊急質問をしようと思つたが、そういうわけにもいきませんので、この席を借りて、委員長にお許し願つて質問しているわけですが、予算化されてまだ今日どこに建てるかわかりませんという事はないでしょう。また金を出す経営者も経営者です。これは何も大臣を責めているわけじゃない。

金を出す経営者も、どこへ建てて何をするかかわらないというところに金を出す炭鉱経営者も、私はそれを考えてまことに遺憾だと思つたわけですが、今日までどこに建てるかわからない、いつきまるのですか。その点を大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(菅野和太郎君) まあ経過をそのまま申し上げますと、私は鉱山保安センターをどこへ設けるかという具体的な相談を受けたのはごく最近です。これは予算のときには、北海道と九州という事で私は承知いたしておつたのであります。さてどこへ設けるかという話を聞いたのはごく最近であつて、そこでこれは申すまでもないこととありますが、やはり各鉱山が集合するための交通というふうなことも考えなければなりませんし、講師の招聘ということも考えたり、あるいは産炭地振興というふうなことも考えて、また地元との協力というふうなことも、諸般の条件を考えて最後の決定したい、こう私思つておるのであります。まして、正直申し上げれば候補地は二つあります。しかし、いま申し上げたような見地でひとつ決定をしたい、こう考えておりますが、一応はやはり中央鉱山保安協議会とひとつ協議してもらつて、そこで意見もまとめてもらつたほうがむしろ

公平じゃないかというふうに考えおりますので、保安協議会の意見も徴してその上で私は決定したい、こう存じておる次第であります。

○阿部竹松君 大臣から直接御答弁をいただいておりますが、あるいは保安局長さんだったかわかりませんけれども、その当時は通産省で決定するんですよ、こういう御答弁をいただいております。北海道と九州というふうな然るようなことではなかった、当時は。ですから、予算を大蔵省に要求するときに、大体その地域を指定し、土地代が幾らかかつて、建築費が幾らかかつてというふうなことで大蔵省へ予算を要求なさつていふと思う。中身はかくかくで、こういうことをやるんですよ。ここに日本一の企業家の大正製薬の上原先生がおられるが、御本人を前に置いて参考にして上げるのはたいへん恐縮ですが、上原さんが大工場をたてば建てるというときに、初めは埼玉県がいいとか神奈川県がいいとかいうことをお考えになつていろいろと検討なさるでしようが、さて予算を組んで工場をいよいよ建てるというときは、この土地代が幾らで建築費がそこに建てたら幾らという事はやはり検討なさると思つて、これは一億何千万円だから、さて一億何千万円をきめて、これから十坪買つて、一千万円のところに建てるか六千万のところに建てるかと、そんなばかなことはやりませんよ。ここに薬の工場を建てるのは、薬の費用が安くて、やすい工員を使つて、上原さんだったらそういうふうなやつていくと思つたが、それにもかかわらず、あなたのほうでは全然砂の上にうちを建てるような話、しかしまあそれは言ひませんけれども、しからばどういふ所に建てれば一番保安の確保になると思ひますか。二度と言ひませんが、大臣としてはどういふ所にお建てになる決意ですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) どういう所に建てるといういまの基準は、いま申し上げましたとおり、各鉱山から集合するための交通の便宜のいいという所、あるいは講師を招聘するのに便利のいいというふうなそういう環境条件、あるいは産炭

地振興ということもあわせ考え、あるいは地元の協力という点を考えて、諸般のこれらの条件を考へて最善という所へ決定したいと、こう私は考えております。

○阿部竹松君 これは大臣の話を聞くと、ちよつと異なることを感じるわけですがね。産炭地振興のためにこの保安センターというものは、これは間接的にはそういうことになるかも知れませんが、石炭山がなくなつたから保安センターを持つていくという事は私は邪道だと思ひますよ。ですから前段のほうの交通の便がよくて、各地から保安係員とかあるいは保安監督官とか一般従業員を集めやすい所、そういう所に持つていく、それからおそらく通商産業省からいふよりもむしろ監督官なり局長が行つて御指導なさるわけではないのですから、北海道の場合にはやっぱり札幌大学とか北海道大学、こういうところからそれぞれの担当の権威者の先生を呼んで指導あるいは研究をなさると思ふ。九州の場合は九州の大学からやっぱ先生の御協力をいただいて、そこでまあ専門の先生もおられるかも知れませんが、そういうところで研究、勉強なさると思ふんです。そうすると、おのずから場所がきまるわけですね。それを、聞くところによると地方自治体とか、あるいは中央の大物と称せられるものも関係しているという事で、これはゆがめられておるということ、地方自治体がわんわん言つておるわけですよ。ですから一刻も早くほんとうの研究機関として、ほんとうのりっぱな保安が確保できるような立場で選んでもらいたいわけですね。したがつて、どういふものができるか、これは事務的な問題です。それから、保安局長ひとつどういふような設備をして、どういふようなことをおやりになるのか、承りましよう。

○政府委員(中川理一郎君) 保安センターを考へていきまふ場合の事業の内容でございしますが、一つは救護隊員の訓練という事でございします。これは救護隊員に新しくなろうという人に対して所要の訓練を行なうことのはかに、絶えず保安の技

術的事項も変わつてきておりますので、既存の救護隊員の再訓練ということも含めて、救護隊員の訓練を行なうというのが一つの目的でございします。もう一つは、教育担当スタッフ、係員、リーダーというふうな、各鉱山で教育の企画、実施の中核的な役割りを果たす者の養成、教育を実施するということとでございします。第三番目には、専門技術者を養成するための新技術を中心とする高度の保安技術教育を実施する。その他従来行なつております保安技術講習所において行なう保安技術職員、またはこれにならうとする人に対しての保安教育の実施、あるいは付帯的には、私どもの内部の問題でございしますが、新しく監督官を養成するといふような訓練にも資したい、こういうのが目的でございまして、施設は、それに必要な教室、それから訓練坑道、所要の機材、こういったものを整備し、それぞれの保安センターで一回に四十人が泊まれるような宿泊施設を準備いたしまして、年に二百日動かし得ると考えまして、四十人の二百一年間八千人程度の教育を一所において行なう、こういうことを考えておるわけでございます。

そこで、施設といたしましては、本館——これには教育と救護訓練の教室、それから付属の事務室、先ほど申しました宿泊設備というふうなものをつくりまして、温度と湿度と煙の調整ができるような模擬坑道を設置して、それにこの教育に必要な保安機器館というものをもう一つ設けまして、教育器材を収容する。そのほか本館に必要な備品、教育用の保安機器といったものを整備いたす予定でございまして、これを四十二年と四十三年度の二カ年度にわたる計画といたしまして、北海道、九州に一個ずつつくる。並行してスタートをさせますので、北海道の場合は、今年度で本館と保安機器館と本館備品、教育用保安機器というものが充当し、九州におきましては、本館と救護訓練館もことし手をつけようと、こういうことで、保安機器館のほうは九州は来年回しという組み合

わせで、いま検討して準備をしておるわけでござ
います。
補助金といましては、四十二年度分に対応
します設置費二億二千五百万円に對しまして、一
億五千万円の補助金を用意しておるわけでござ
います。

○阿部竹松君 これは局長を責める意味で私申し
上げておるんではありませんが、あす、あさって
で七月です。北海道は九月になると霜が降つて
雪が降ります。そうすると、実際にまだき
まらぬのですから、来年度まで竣工という計画があ
るようですが、六ヶ月間休まにやならぬのです。
予算が組んでないというのだったら、声を荒立て
て言いませんけれども、予算を組んでおいて、北
海道の地理的条件を全然考慮に入れておらない。
事務怠慢と言いたいところですが、そこまで言
うと言ひ過ぎに思ひますので、そこまで言
いませんが、北海道の地理的条件を考えれば、昨年
の暮れからやっておることですから、そんなに候
補地がたくさんあるわけではございません。し
たがって、もうずばりときめられるはずなんです。
産炭地振興といつて山のなくなった炭鉱地帯に
持つていっても、これはいうならば、国の建物で
はないけれども、これから税金を取ることはでき
ないし、そこへ何人かの人が常駐しておるでし
うけれども、それはほとんど、さいぜん申し上げ
ましたように、一緒に研究する、指導する、ある
いはものを教えるという人は、学校の先生なり中
央から行かれる皆さん方の下僚ですから、十人か
十五人しかそこにおられでしうね。ですから、炭
鉱の休・閉山によつて滅びた町なり村なりに建て
ても、税金を取れませんし、したがって、さいぜん
菅野通産大臣のおっしゃったような協力——協力
といふことは何をさしているのか、地方自治体の
協力とおっしゃるかかわからぬけれども、水道の問
題とか、あるいは家まで全部建てるわけにいかぬ
から、暫定の間、市で建てた住宅を何とか貸せと
か、その程度のものでしう。したがって、そうい
うことを考えれば、もう、とうにきまつておらな

ければならぬ、それをまだ建てぬいうのはどうも
理解できないわけ。何か政治的圧力でも大臣
あるんですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) この保安センターの
問題は、北海道に限らず、九州でもまだ決定した
しておりません。そこで政治としては、やはり地
元の人が皆さん意見が一致して、地元の方々の
御協力を得てやられたほうが設立の目的を達成す
ることになると思ひますので、私としてはできるだ
けひとつ皆さん方で話し合つて、一力所にまとめ
てもらいたいという意見を持っております。
しかし、まとまらないときには、私の判断で最
後の決定をいたします。あくまで公正な考え
で私は決定したいと思ひます。もちろん決定
すれば、まあ設置されないほうから非難は出るか
もしれませんが、それは私甘んじてその非難を受
けるつもりでおります。しかし、できれば話し
合つて、皆さんがほんとうに協力してやつてもら
いたいというのが私の念願でございますからし
て、いまそのようにひとつ話し合ひをできるだけ
やつてもらいたいという希望で、ぐずぐずしてお
ります。しかし、北海道のことでありますから
して、早くやらぬと工事が間に合はぬということ
も私も懸念いたしておりますから、その工事に
差しつかえないような時期にひとつ決定したい
と、こう考へております。

○阿部竹松君 広く意見を聞くということもけつ
こうですし、あるいは皆さんの意見によつておき
めになるということもけつこうであります。た
だ、これは大臣率直に申し上げておきたいわけ
ですが、経済論争とかなんとかいうのと違ふわけ
ですよ。それは大臣は通産大臣になる前に、前回の
委員会でもお話しいたしました。経済企画庁長
官をやつておられまして、あの当時、高度成長経
済、それから今度は安定経済だということ、経
済だつたらいろいろ消極的な論争もありましう
し、積極的な論争もあるでしう。これは最後は
なかなか意見が合はぬときは、見解の相違とい
うことで相打ちになつて別れることもあるが、この

保安センターに限つてはそういうことでなしに、
純然たる学問的な問題なんです。そういう右か左
かという要素がないわけですよ、見解の相違と
いうことで。思想問題でもなければ経済問題でも
ない。これは少しこの問題を研究した人であれ
ば、ここがよろしいということになる。これは
私と一緒に商工委員会をやつておる大矢正君、同じ
夕張市の出身です。したがって、夕張市長から
この間、夕張市に何とか保安センターを大矢、阿
部両議員の力によつて持つてきてくれと言われた
のですが、市長さんこれはだめですよ、将来北海
道で発展するのは、夕張だけの炭鉱では北海道の
石炭産業はあり得ないわけだから、夕張から参議
院議員が二人出ておつて持つてこれないというこ
とは遺憾だと思ふでしうけれども、もう立候補
やめなさい。これは純然たる、いかにして炭鉱の
従業員を守るかという一語に尽きるのだ、最も勉
強のしやすい、先生もやすやすと来てくれる、集
まりやすい、こういうところに断定しなければなら
ぬわけですよ。ですから、意見を聞くことは
けつこうだけれども、もうとつと一ヶ月も二カ
月も前に大臣のわしが断定を下すと、こういうの
が出ておらなければならぬと思ふ。そういうのが
出たおらぬですからね。これは小柳先生がおいで
になつたから、もうとうとう時間を費やしませんけ
れども、そこを、ほんとうにこの問題を
具体的に処理していただきたい、こう考へてお尋
ねしているわけですよ。

○国務大臣(菅野和太郎君) 学問的といふか、公
正な立場でこの保安センターを設けなければなら
ぬという考へをしておりますので、しかし、いろ
いろの政府の機関を設けますにきましては、こ
れはこの保安センターばかりじゃありません。ほ
かにもいろいろ問題がありますが、そこでみんな
が公正な考へ方ですと話し合つて、意見の一致
を見るようにしたいというのが私の念願でありま
す。まあいろいろの個人々々の利害関係で主張せ
ぬように、やはり全体の大所高所から設置の目的
にかなうようにひとつ皆さん方が考へてもらつと

いうようにしてもらいたいというのが私の念願で
あります。そういうことで、いましばらく時期を
置いていただきたいし、また、いまの鉱山保安協
議会の意見などが、これは各方面のみな公正な人
が集まつておりますから、その人たちの意見をひ
とつ聞いて、そうして決定すれば一番公正な決定
になるのじゃないか、こう存じておりますので、
鉱山保安協議会の意見をまず一応われわれとして
は尋ねるのが順序だと、こう考へておりますの
で、この協議会の決定によつて私も決定したい
と、こう考へております。

○阿部竹松君 大体いつころ大臣御決定なさるの
ですか。来月の二十一日で国会が終わるから、国
会のやかましい議員が全部くりに帰つたあとで判
こを押すなどというふうな、通産大臣はおつぱ
な人ですから、考へはないでしうね。
それからもう一つ、さいぜんおことばの中に
ございました地方自治体の協力を得なければならぬ
ということ、私も申し上げましたが、水道の水は
特に便宜をはからつてくれとか、地域の自治体が
建てた住宅を幾つか貸してくれとかいう程度の
協力であればけつこうですが、その土地を供出せ
よなどとかがいふことでおやりにはならぬでし
うね。それからもう一つは、自治体から何がし
かの寄付を仰ぐ、こういうこともないでしう
ね。

○国務大臣(菅野和太郎君) 地元の協力という意
味は、私はもう広い意味に解釈しておりました、
先ほどお話しのとおり、炭鉱経営者の方の御協力も
また得なければならぬ、こう考へております。ま
た地元のどこに設けるかということになれば、そ
の土地を無償でひとつ貸してもらつたというふうな
御協力も願ひたい。また地方団体の寄付なども、
これはできれば寄付してもらいたいと思ひます
が、それもひとつ任意でお願いをしたいと、こう
思つておるので、まあひとつ、あちこちから御協
力を得て、りっぱなものをつくりたいというのが
私の考へで、そういう意味で地元の御協力をお願
ひしたい、こう考へております。

○阿部竹松君 最後にもう一点お尋ねしておきます

すが、北海道の美唄の隣に妹背牛というところがあります。滝川の次ですが、そこである検査所を建てた、その検査所が、農協とかあるいはそういうところから土地を寄附して北海道で大問題になった。したがって、その検査所とこれとは若干性格が違いますけれども、この種のはやはり大臣もおっしゃるとおりお世話になる、御援助願

うというのはけっこうだけれども、ほどほどにしておかぬと、これは大問題になります。したがって

て、そういうところの規制を厳に慎んでもらいたい。ということとは、私は自分が直接聞いたわけではないので、現地から各地方自治体の代表が来て、私の部屋でいろいろおっしゃるわけですが、ここの市では、建ててくれた場合に、うちをどうするとか、あるいは土地をどうするとか、いろいろな受益者負担という美しいことばで、大臣の耳まで入っているかどうかわかりませんが、盛んに運動なさっておる。ですから、そのあたりは大臣は全般を見ておられるから、これに集中して御検討なさることが不可能でしょうけれども、最後の責任は大臣にあるわけですから、大臣の確たる方針を要請したい。もう一つは、保安局長は大臣を補佐しなければならぬわけですから、私は

責任を擔つてひとつやっていただきたいと思つたわけです。ただもう一つ、くだいようですが申し上げておきたいことは、産炭地振興と石炭産業の安定と違つたわけですね。ということ、いかに石炭産業がこれから安定しても、いままでの産炭地域が振興されると限つていない。これから新鉱開発し、鉱区がたぐさんあつて、埋蔵量があるところは、これは石炭産業の安定が即産炭地振興になりますけれども、廃山、閉山になったところを持つていても、石炭産業は安定しても、そこは全然ためです。ですから、そこを石炭産業安定即産炭地振興などというふうに理解していただくで、十分検討していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、

本調査はこの程度にいたします。

○委員長（鹿島俊雄君） 次に衆議院送付の中小企業振興事業団法案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は、まず政府委員からその補足説明を聴取いたします。影山中小企業庁長官。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業振興事業団法案の補足説明を申し上げます。

中小企業構造の高度化を促進するために、政府といたしましては、従来から各種の施策を実施してまいりましたが、最近におきます中小企業をめぐるところの内外の経済環境のきびしさに対処いたしまして、わが国の中小企業をより一そう振興するためには、中小企業の構造改善を推進するための指導と助成を総合的に実施する専門的な機関が必要であると考えられます。中小企業振興事業団は、このような要請にこたえるために、現行の中小企業高度化資金融通特別会計と特殊法人日本中小企業指導センターを発展的に解消し、両者を統合して一つの総合的な機関とすると同時に、その業務の拡充をはかるものであります。

次に、本法案が規定するところの中小企業振興事業団の概要を御説明申し上げます。まず、事業団の資本金といたしましては、一般会計からの出資金約百四億円のほか、中小企業高度化資金融通特別会計の貸し付け金債権等約百四十億円と、日本中小企業指導センターへの出資金約六億円を引き継ぎまして、合計で約二百五十億円を予定いたしております。そのほか本事業団は、政府保証債の発行等により事業資金に充て得ることとなっております。さしあたり四十二年度は五十八億円を予定いたしております。役員につきましては、理事長以下七名を予定いたしております。

次に、事業団の業務といたしましては、中小企業構造の高度化を促進するために必要な事業を総合的に行なうことといたしておりますが、これを

法案に即して御説明申し上げますと、まず第一は、指導事業であります。中小企業の構造改善を促進するためには、大企業の場合と異なりまし

て、何よりも親身になって相談に応じ、適切な助言を行なうことが大切でございます。事業団が都道府県と協力いたしまして、中小企業者の依頼に応じて必要な指導を行なうこととしております。

第二は、資金の貸し付け、あるいは施設の譲渡事業であります。事業団は都道府県の助成を前提に、都道府県と協力して、工場団地、商業団地、共同工場、共同スーパーマーケット、ボランタリーチェーン等、中小企業者の事業の共同化、協業化を中心とする構造高度化事業に対して、長期、低利の資金の貸し付けを行なうとともに、さらに中小企業者の依頼に応じまして、これらの事業に必要な施設を造成建設いたしましたして、分割譲渡を行なうこととしております。また繊維産業

の構造改革事業も本事業団の業務の対象に予定をいたしております。本事業団対象事業の融資条件

が、次のとおりでございます。工場団地、商業団地

等の一親案件につきましては、助成割合は事業団が四〇〇、都道府県が二五、合計六五でござい
ます。金利につきましては、事業団から三・
五％で都道府村に融資をいたしますが、都道府県
の無利子の金と合わせまして中小企業者に対する

助成条件としての金利は二・二％になるわけでございます。償還期間は従来の十年の償還期間を十五年にいたします。ただ共同施設につきましては十二年でございます。また共同工場、公害施設につきましては、助成割合は事業団が四〇％、県が四〇％、おのおの無利子の金を出しまして、八〇％の助成割合で中小企業者に対して無利子で助成をいたすということになるわけでございます。償還期間は十五年でございます。それから、予定をいたしております繊維布業の設備の近代化事業につきましては、七〇％の助成割合でございます。事業団が六〇％、都道府県が一〇％。金利

は事業団が三％、それから都道府県は無利子の金を一〇％出すわけでございまして、償還期間は十二年ということになるわけでございます。

第三の事業は研修事業であります。企業発展をささえるものは何よりも人でございまして、本事業団は中小企業の経営管理の合理化や技術の向上をはかるために都道府県等の指導の担当者を養成いたしますとともに、中小企業者またはその従業員に対する研修にも力を注ぐことといたしております。

事業目的は以上の業務のほか、これらの各業務を行なうための基礎となるところの中小企業の情報の収集や調査研究を行ない、中小企業施策を小規模事業者のすみずみまで啓蒙し普及する事業を行なうこととしたしておる次第でございます。

以上、この法案について補足説明を申し上げます。した次第でございます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 大臣に質問いたしますが、先般の本

会議でも私質問しましたように、公団、公社の設立については私ども基本的に反対であります。にもかかわらず、中小企業振興事業団をこの国会でつくらねばならぬ一番大きな理由を大臣から再度お聞きしておきたいと思うのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) 公団、公社につきましては、政府は大体これを整理するという方針でやってきておるのでありますが、しかし公団、公社の設置が必要であるという場合には存続してもいいという考え方を政府はいたしておるのであります。そこで今回も公団、公社は大体新設しないという政府の方針でもちろんあつたのであります。しかし、通産省といたしましては、石油開発公団と、そしてこの中小企業振興事業団と二つ特殊法人として認めてもらつたわけですが、石油開発公団のことはまた次の機会に申し上げるといたしまして、中小企業の振興事業団というも

のは、これは従来ありました高度化資金の問題とそれから指導センターと、これをあわせるといので、従来存したものを、それを二つを一つにするという事で、しかもそれを一つにしたほうがより多く効果的であるという事で、政府もこの事業団を設けることを認めた次第でございます。私たちが従来二つあったけれども、これを一つにしたほうが中小企業の振興のためにより有効であるという確信を持ちまして、政府に説得したりし、そして設けることにいたしました次第でございます。

○小柳勇 原則的なものはわかりましたが、二つのものを一つにしたほうが効果的だとおっしゃいます、どういふところですか。もう少し具体的に大臣からお聞きしておきたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私は抽象的に観念的に申し上げますが、従来この高度化資金といふことがいつも皆さん方から御非難をこううっておるのであります、高度化資金が運用がうまくいってないといふこと、まあそれは不景気であったといふことも原因であります、一つは私も指導が足りなかったと思うのです。そこで、せっかく皆さん方の御賛同を得たこの高度化資金が、これが不要に帰すようなことでは本来の目的を達しないわけでありまして、そこで一方では中小企業の指導センターを設けて指導しておりますけれども、この指導と、それから近代化にしても高度化にしても、そういうような資金の融通あるいは高度化についてのいろいろの指導というようにことをあわせてやったほうがより有効だといふように考えた次第でありまして、別々の機関で別々でやるよりも、一つに合せてやるほうが有効であるという事で考えた次第であります。

○小柳勇 大臣、政府の方針は総理大臣もたびたび答弁されるように、公社、公団は縮小しなければならぬと政府の方針をあらゆる機会に述べられておられるでしょう。その政府の方針があるにかかわらず、事業団をつくるならば、閣議でもあるいは大蔵省に対してでも、その他大臣が説明して

おられるはずなんです。だから言われたようなことで政府が納得し、大蔵省などもこの事業団設立に納得したとは私は思えない。私は納得できないです、そういうことでは、どういふふうに関議などで説得をされたのか、大臣からもう一ぺんお聞きします。

○国務大臣(菅野和太郎君) 小柳委員も御承知のとおり、中小企業の振興といふことが現内閣の重要政策であります。そこで中小企業の振興のためにはこの事業団をつくる必要であるといふことをわれわれそれを強調し、また、したがって大蔵大臣も総理も中小企業の振興といふことが政府の重要施策の一つであるからして、それを達成するために事業団を設けたほうがいいといふことで賛同を得たわけなんです。

○小柳勇 ちっとも答弁にならぬです。具体的に中小企業の振興をするのは、もちろん政府もその方針であらうし、私もそれは大きな方針です。ただ、中小企業を振興するために事業団をつくらなければならないというだけでは納得しないです。これによってどういふふうなそれでは変わりますか。現在この高度化資金特別融資会計がありますね。指導センターがあります。研修所があります。それを指導センターを解消して一緒にするかどうか変わりますか、大臣。大臣は責任者なんだから、大臣から答弁してください。

○国務大臣(菅野和太郎君) 具体的なことは局長から申し上げます。

○小柳勇 ところが一番大事なことです。大臣から申し上げます。

○国務大臣(菅野和太郎君) 局長のほうが適切な御答弁ができると思うのであります、私といたしましては、中小企業振興事業団を設ければ、構造改善、体質改善、そういうことが中小企業の振興の基本でありますからして、したがって、体質改善なり構造改善といふことを達成するがためには、事業団を設けたほうがいいという考えでやっておりますわけでありまして、

ないです、そういうことでは、衆議院ではどういふふうにお答えになったのですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 衆議院では、いま申し上げたとおりでございます。

○小柳勇 衆議院では、ただそれだけの答弁で通ってきたこの法律を、ばくらは納得できないです。ひとつ長官から、現在の組織を整理統合して事業団をつくれれば、どういふような具体的な利益があるのか、本部の組織、地方の組織を具体的に説明してください。

○政府委員(影山衛司君) 振興事業団の設立の必要性でございますが、従来高度化資金特別会計を通じて、中小企業構造の高度化の工場団地あるいは商業団地その他の施策を推進しておたわけでございますが、この高度化資金融通特別会計だけでは指導啓蒙という点に欠けるところがございまして、そこで従来の方式だけでは小規模層までの施策を浸透して、共同化、協業化といふものを進めるわけにいかない状態になったわけでございます。まして、そこで啓蒙指導の面も両者を合わせまして、小規模事業団の端々までこの共同化、協業化を啓蒙指導しながら、また片一方では事業団から助成をいたしながら進めていきたいということが事業団設立に踏み切った一つの理由でございます。

それからもう一つは、従来の中小企業高度化資金の助成割合は、これは一般会計だけから出てきておりますので、従来五〇%でございました。ところが、いろいろの制約もございまして、実質は三五%程度の助成割合にしかなっていないわけでございます。今度是一般会計の金と同時に財政投融資の金も入れます、実質的には六割五分、六五%の助成割合に引き上げるといふことになったわけでございます。また助成対象につきましても拡充をいたしまして、それからまた償還期間につきましても、先ほど補足説明で御説明申し上げましたように、大幅な延長をいたしたような次第でございます。先生御承知のように外資の自由化、あるいは後進国からの追い上げという

ような事態に対処いたしましたして、中小企業構造の高度化を急速に進めていかなければいけない。それも従来の高度化資金だけの実情でできておった層ではなくて、小規模層にまでこれを徹底していかなければいけないという趣旨によりまして、この事業団を設立することにいたしましたわけでございます。

それで、地方組織との関係でございますが、この事業団はできるだけ強力、簡素な組織にいたしますと同時に、また都道府県も地元に着目してございまして、中小企業の指導振興という仕事をやっておるわけでございます。できるだけ都道府県と協力をしてこれを行なうということ、窓口は都道府県にいたすということにしておるわけでございます。ただ従来のもう一つ高度化資金でできなかったのは、単県——一つの県だけの事業でございます、高度化資金でできたわけでございますが、最近の情勢は、東京都からたとえば茨城県あたりに移っていくといふような場合には二つの都道府県にまたがるわけでございます。そういう場合には従来の高度化資金方式ではできない。またボランティアチェーンあたりにつきましても、本部が東京にございまして、それから小売り店が各県にばらまいてあるという場合も、単県の高度化資金特別会計方式ではできないといふことで、これは各県から必要資金を事業団に融資を、金を入れます、事業団が今度商工中金等を窓口として金を出す、ただしその際におきましても、各都道府県の診断、指導といふものもあわせ行ないまして、都道府県とも協力をしていくという方式にいたしておるような次第でございます。

○小柳勇 いま長官がおっしゃいました答弁の中で、まあ肯定できる、なるほどそれも一つの理由だと思ふのは、単県のものでも複数にする、二県以上にまたがるものに対して統一して指導していきたい、あるいは融資していきたいというものが、それから都道府県の調査指導などがまあまあ考えられます。その他のことは指導啓蒙にしたなら

指導センターを強化してもいいし、融資条件の拡大緩和だったら現在のものを手直しすればいいわけでしょう。それから地方組織は現在よりも強化しない。だから商工中金が扱うし、また県の指導は県の商工部が主体であると。政府の大きな方針は公社公団を整理統合する、整理統合することとは少なくするということだ。その方針を変えてまで事業団をつくらなければならぬということ、いまの長官の答弁では、そうだと、なるほどという大きな理由を私は感じないのですがね。現在の融資特別会計とそれから指導センターとを統合しなければならぬ理由をもう一回ひとつ述べてください。

○政府委員(影山衛司君) お答え申し上げます。

従来の中小企業高度化資金特別会計におきましては、二つの都道府県にまたがるものができないうと同時に、単県のものにつきましても、これは啓蒙指導といふことが一体になることができなかったわけでございます。また従来の中小企業指導センター、これは指導者の学校でございました。そこでこの指導者の学校であつただけの指導センターを今度高度化資金特別会計の機能を合併をいたしますことによりまして、日本中小企業指導センターも指導の面に乗り出していけるようにこれも改善をいたしたような次第でございます。

それと同時にもう一つ、この従来の中小企業高度化資金でできなかった今度の事業団の新たな事業は、造成譲渡の事業があるわけでございます。共同工場であるとか、あるいは団地というようなものを、やはり小さい中小企業の人たちは自分の自己負担において自分の責任において造成をし、それからこれを建設するというのがなかなかむずかしい場合もございますので、事業団の直接事業、ただしこれは県の開発公社あるいは市町村というところにも業務の委託をやる場合もございますけれども、直接事業といたしまして造成、建設、譲渡事業を行なうということ、これは先ほども、御説明を漏らした点でございますけれども、そのためにはやはり権利義務の主体としての

事業団というものが必要であるということになるわけでございます。

○小柳勇君 いま最後の土地なり工場団地などの造成譲渡の事業をやるとおっしゃった、これはまあ肯定できますね。いままではやってないんだから、それにしてもいま役員の話だけありましたが、本部の職員あるいは出先機関の人員の拡充、あるいは予算の裏づけなど、どういうふうになつていくのですか。

○政府委員(影山衛司君) 本部におきましては、従来の指導センターの人間が百二十五名ほどおつたわけでございますが、それに今度四十名をプラスいたしました、百六十五名という人員にいたすわけでございます。それから地方組織は、これは地方自治制度との関係で衆議院でも非常にやかましい議論があつたわけでございますけれども、地方自治の関係もございまして、もっぱら都道府県の方にお願ひするということを考えておるわけでございます。

○小柳勇君 土地造成譲渡などの事業をどのくらいの規模でやろうと考えておられるのか。ただいまの説明では指導センターの現在が百二十五名、だからこれにわずかに四十名プラスして百六十五名が本部の陣容になるようです。いままでは研修所もあつたのです。それから融資特別会計などの指導もあつたと、いままでも事業をやっているのですから、それにしてもあと造成譲渡の事業を年間一体どのくらいの規模でやろうとするのか。それとその仕事をほとんど地方自治体にまかせようとしているが、地方自治体はこの法律が通ればいやおうなしかぶつていかなければならぬのか、そういう点は一体どう考えているか。

○政府委員(影山衛司君) 建設譲渡事業につきましては、初年度の事業でございますので、これはまだ直ちに大幅にやるといふことは予定いたしておりませんけれども、共同工場の建設貸与事業というものがあつたわけでございます。これは大体四十二年度におきましても二十二工場程度を予定いたしておるわけでございますが、これは主として

県のほうへ金を流して建設譲渡を行なつてもらふというふうな考えております。

○小柳勇君 二十二工場に対する資金及び県のそれらの仕事に対する補助など、どういうふうになつていきますか。

○政府委員(影山衛司君) 全体で二十二工場につきまして二十二億の助成規模になるわけでございます。それが全体で事業費の八〇%でございます。それからその中で二十二億の半分が県の負担でございますので、大体十一億が県の負担かと思つております。

○小柳勇君 これは一つの事業団をつくられる理由になるでしょうが、全般的にいまして、政府の方針を変えて、ここで事業団をつくるというところにについては、もう少しまだ理由が私は薄弱なように思ふわけですが、これでも。たとえば指導センターといふものがいままでは指導員の養成であつたならば、その人はこれから十分指導できるはずでしょう。そうすると、指導育成の仕事はそれを強化してもよろしいし、またこのいまの土地造成助成金二十二億円にいたしまして、ほかのところの各省がやつておりましたように、事業団をつくらなくてもこれはできるはずで、事業団をつくらなくても、特に県が動くということにはならぬのではないかと申すのですが、どうでしょう。

○政府委員(影山衛司君) この事業団を設立しますところの一つの理由は、これが指導と助成を同時に進めていくということにあるかと思つたわけでございますが、そのコンサルタントにつきましては、従来もちろん指導センターにも五十三名ほどあつたわけでございますが、これは学校の先生あるいは教務的な仕事をやつておつたのが主でございまして、そこでこの中からもやはりそういう経験のある人の一部は使いますけれども、それは学校の業務というものは残るわけでございます。それで不十分でございますので、新たに今度四十名を増加するうち二十名をコンサルタントとして雇ひ入れる。あるいはさらに学識経験者の中でそういうコンサルタント的な能力のある人を

三十名ぐらい委嘱するといふようなことで、この中小企業の高高度化あるいは協業化という仕事は非常に高度な経営管理技術あるいは適正規模とか、あるいは工場のレイアウトであるとか、団地のつくり方といふような非常に高度な知識が必要なのでございます。そういう点で県だけの段階では、まだまだこれは不十分な点もございまして、そういうふうな有能なコンサルタントを集めて、県を指導しながらやつていくということころが一つのみをございまして。そういう点でこの指導もあわせ行ない、従来の指導センターは学校だけであつたわけでございますが、今度はその事業団をつくります際に、そういう高度の指導事業も行ないたいということにいたしましたわけでございます。

○小柳勇君 最後の問題はあとで質問したいんですが、いまの指導ですね、指導に非常に重点を置いて答弁されましたので、その問題だけ質問しておきますが、中小企業振興事業団の中に指導部門にエキスパートが何人か配置される、その人は直接その工場団地あるいは店舗などの指導をするのでなくて、県の商工課など各地方自治体を指導するような体制ではないかと考える。その人が直接たとえば工場団地の造成、土地造成なり、譲渡なり、そういうものを指導するにすれば人員が足りなさざるわけですね。どういうふうな構想なんですか。

○政府委員(影山衛司君) 原則としては都道府県に総合指導所というものを設けますので、また従来から設けておりましたので、そこでやつていただくわけでございますが、ただ先ほど申し上げましたように、相当高度化、協業化という面の経営管理等は高度のものが必要でございます。中小企業振興事業団におきましてこのコンサルタントが必ずこの都道府県が行ないます場合には参加をして指導をするという形が一つ、それから今度は新たにそういう道が開かれたわけでございますが、指導センターも中小企業者から相談の依頼がございました場合には、これに応じて指導をし、

助言をすることができるといふことにいたしておるわけでございます。そういう点につきまして、そういう事前の指導でありまして、あるいは従来の高度化資金特別会計時代には行なわれておりませんでした。アフターケアも必要ならぬわけでございます。そういうふうな指導も中小企業者のほうの依頼を受けまして相談に応ずるといふこともやはり考えられるわけでございます。

○小柳勇君 もう一つ、この具体的な問題ですが、現在までの指導センターの職員は公務員が主体じゃないかと思うんですがね。国家公務員、そうじゃございせんか、いままでの指導センターの職員。今度は中小企業振興事業団になりますと、事業団の職員になります。現在の指導センターの人たちの身分、それから将来この事業団ができました場合の身分の移行などというふうになりますか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業指導センターは特殊法人の中小企業指導センターでございます。その特殊法人の指導センターの職員でございます。国家公務員ではございせん。ただこの指導センターの職員は、全面的に今度の同じく特殊法人中小企業振興事業団へ移っていくわけでございます。

○小柳勇君 通産省の指導ももちろん当然必要なんです。その監督のもとに指導センターがあつて、その指導センターがいままで中小企業振興のためにいろいろ指導してこられた。もちろんいままでいわゆる指導者を養成する機関であつたでしょうが、あと中小企業振興事業団を通産省がもちろん監督する、その中小企業振興事業団の職員が県の商工課などに——窓口は県の商工課ですから、県の商工課などを指導してまいらうということを考えまして、その公社公団になりますと、指導体制というものは弱まってまいらうのじゃないか、中間にありますから、通産省からももちろん指導はされるでしょうが、人員が足りませんからね。指導体制についてはどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(影山衛司君) この指導体制等につきましては、振興事業団をつくります際に各県の商工部長の人たちとも数回にわたりまして、立案段階においていろいろ相談をいたしまして、そういう心配のないという確信を得た上で設立に踏み切ったわけでございます。この中小企業振興事業団のコンサルタントであるエキスパートをたくさん養成してもらったほうが、むしろ県のほうとしてもやりやすいというふうなことでございまして。

○小柳勇君 最後の問題はあとで長官にまた質問しましょう。大臣に御質問いたします。けさの日程で見ますと、役員の人事などまだきめかねておる。衆議院の本会議では附帯決議がつけられまして、民間人から選ぶことを基本に中小企業対策問題に詳しい人、そのため大企業からでなく、中小企業分野から選ぶ、こういう条件が附帯決議としてついておりますが、法律が通りまして、一月月ぐらいたつたんですが、発足しなければならぬが、役員人事につきましまして、先般来、議連の委員会でも天下りとか何とか非難がございまして、この衆議院本会議の附帯決議などを勘案して大臣はどういうふうな役員を選ばうと考えておられるか、見解を聞いておきたいと思ふ。

○国務大臣(菅野和太郎君) この中小企業の振興という問題は重要な問題でありますので、私の希望としては、中小企業に挺身してやる人、そういう人をさがしたいという思ふのであります。でありますからして、なおもう一つ欲をいへば、いままで中小企業者として苦勞しておる人、そういう人がいろいろ体験を持っておりまゝからして、そういう人で将来理事長としてりつぱに働ける人、そういう人を私としては選びたい、こう考えております。ただ月給もらつてやるといふような人じゃなくして、中小企業の振興のために挺身したいという人、だからして、衆議院でもお願いしたんですが、皆さん方のほうでもそういう適任者があつたら御推薦をお願いしたいと思ふ。

ます。私もあつちこつちいろいろと物色しておる最中でございます。そういう適任者があるかどうかわかりませんが、私の希望としてはそういう考え方でおります。

○小柳勇君 もう一回聞いておきましょかね。大臣、もうちゃんと腹案がありましてはほかしなから言つてらっしゃらないかと、そういうふうな話を私どももしてらるんですが、どうですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 腹案は全然ありません。それははっきり言つておきます。

○小柳勇君 いままでの大臣並びに長官の答弁で、事業団にどうしても移行しなければならぬというところは、私はまだ問題がありますけれども、一応それはそれとして、質問を先に続けていきますが、長官のさっきのことばの中に、資本自由化、あるいは発展途上にある国が進出してまゐつておる、したがって、日本の中小企業といふものをうんと指導育成しなければならぬ、また協業化しなければならぬ、そのためにこの事業団をつくるんだということでありまして、資本自由化がいま中小企業に与える影響及びこの後進地域の進出が日本の中小企業に与える影響を、具体的にどのよう把握しておられるんですか。

○政府委員(影山衛司君) 外資の自由化が全面的に実施されますという、中小企業分野には相当な影響があらわれることは事実でございます。そこでこの資本の自由化、特に中小企業分野における資本の自由化は慎重に行なうという方針で、今度七月一日から発足しますところの第一段階の自由化というものは、中小企業業種は入っていないと申し上げてもいいかと思ふわけでございます。しかしながら、この外資の自由化という趨勢は、世界の仲間入りをしたわけでございますので、当然これは避け得られない前提として考えていかなければならぬ。だから、たとえば五年なら五年という一応の目標を置きまして、その間に、まず第一に、中小企業の業種ごとにこれが国際競争力が十分つき得るように持つていく。これは中小企業振興事業団等を中心にして施策を

講ずるわけでございますが、そういう体制が整つたものについては自由化を進めるといふようなことを考えておるわけでございます。

それから後進国からの追い上げの問題でございますが、これは韓国であるとか台湾であるとか、そういうところの軽工業化が進んでまいりまして、直接日本国内にこれが入つてきて影響を与えておるといふよりも、現在の段階では、第三国市場において貿易——輸出が、日本が後進国から侵食されてきておるといふような状態が出てきておるわけでございます。そういう影響は雑貨の部門とか繊維の部門とかいうようなところへ現実には徐々に出てきております。そういう産地の人たちが非常にこの問題を心配して、自分たちで何とかしていかねばいけぬという相当の熱意と希望があるわけでございます。そういう大勢に應じて、やはりこの振興事業団等の啓蒙、指導を中心にしたしまして、業種別に、産地ごとにそういう中小企業者の構造改善をはかりまして、中小企業のむしろ後進国に負けないところの合理化をはかるとか、あるいは高級品に転換をしていくとかというふうなことをやっていかねばならぬ、ないというふうなことを考えてございまして。

○小柳勇君 資本の自由化のほうから少し質問いたしますが、直接に外国資本が入るといふことについては、いまおっしゃつたとおりでございまして、ところが、下請企業の親企業に外国資本が入りまして、第一、第二下請に自然的に間接的に入ってくるものがあると思ふのです。そういうものに対して何か法的な保護なり、税上の保護なり、あるいはまあ手形でもいゝわけですが、何か商取引の保護はおこななければ、表面的でなくて間接的に外国資本というものが侵食してくると考へるが、こういうものに対して政府としてはどういう保護をするのですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) そういう御心配に對しまして、実はきよの閣議で、政令で決定いたしました。そういうふうなことのないよう方針を立てた次第でございます。

○小柳勇君 ちよつとそれを概略でいいですから説明してください。

○國務大臣(菅野和太郎君) たとえば日本の円で小会社の、下請会社の株を買ふとかいうようなことをして、そうして下請会社を自由に支配するといふような場合について、きよう政令で決定したわけでございます。

○小柳勇君 では、この次の機会にその政令につきましてまた質問をすることにいたしますが、下請企業がいろいろ影響があると思うのです。それから単独の企業ってなかなかないですけれども、中小企業といひましてもほとんどが下請企業ですから、その問題については十分政府としても考えておいてもらいたいです。

それから第二の発展途上にある国の進出ですが、韓国や台湾などいわゆる日本に影響のあるそういう国に対しては、国際的には日本も少しめんどろ見てくれよという声があるわけですね。それと、考えてみまして、いま日本の中小企業といふものがそんなに力があるかという点、私はないと思うんです。日本の経済全体は、発展途上にある国々に対してもう少し援助をせよという国際的な声がある。ところが、中小企業自体をずっと分析をしてみますと、決して発展途上にある国の中小企業と比べて力があるとは考えられない。したがって、日本の中小企業などが主として製造しあるいは販売し、取り扱っているような品物については、やはり特別な保護をしておかなければならぬ、そういう国に負けないようにですね。したがって、それは具体的になければならぬと思うのです。抽象的にいひましてもこれは援助にならぬと思うのだが、中小企業振興事業団ができたために特別にどうすると、こういうような何か方策がありますか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業振興事業団を中心としたしまして、そういう配慮からいたします施策といひましては、やはり産地ごとにその実態に応じたところの指導をやつていかなければいけないわけでございます。たとえば手袋だとか

あるいは綿・スフあたりも、産地ごとに今度は構造改革までやつていこうということを考えておりました。そういうふうな産地ごとに商工組合あるいは協同組合等を中心になりまして、自分たちの団結の力あるいは組織の力でこの問題を解決していこう、あるいは共同工場を立てていこう、あるいは共同の技術の研究をしていこうというふうな場合には、振興事業団がそういう共同施設につきましても指導をしながら、貸し付けを行なうといふことをいたすわけでございます。

○小柳勇君 協同組合や協業組合からその貸し付けを申請する場合に、私の国の品物は、たとえば台湾や韓国の商品と競合するから特別に融資をめぐらして見てくれというふうなことを申請すれば、優先してこれを考えると、こういうことですか。

○政府委員(影山衛司君) たとえば繊維等でも考へておりますように、共同で新しい機械をスクラップ・アンド・ビルドで入れかえていこうという共同事業を行なうというふうな場合には、優先的に考へていきます。

○小柳勇君 次に、その発展途上の国が、特恵関税などを盛んに用いておるようであるが、日本の政府としては一体どういう考へを持っておられるか、これを通産大臣から聞いておきましょう。

○國務大臣(菅野和太郎君) 特恵関税の恩恵については、これは日本の中小企業に非常な影響を及ぼします。この点については慎重に考慮したいと考えておつて、まだ具体的にどうするといふことは考へておりませんが、慎重にひとつこれを考慮しようといふことで一応の話し合ひはしたわけでございます。

○小柳勇君 その一応の話し合ひのところをもう少しひとつお話し願えませんか。

○國務大臣(菅野和太郎君) まだ具体的な話し合ひが出ておりませんから、具体的に話し合ひが出たときにはそれは具体的にきめますが、まあこの問題については慎重にひとつ考慮してやるべきだといふ話し合ひをしておるわけです。

○小柳勇君 いま長官からも手が上がりましたが、長官の考へも聞いておきたいんですが。

○政府委員(影山衛司君) 特恵関税問題につきましては、特にこれは先生御指摘のように中小企業に及ぼす影響が非常に強いので、少なくとも通産省内部におきましても、中小企業庁としては非常に慎重にこれは対処すべきだということを主張しておる次第でございます。

○小柳勇君 次にもう一つ問題は、ケネディ・ラウンドによる日本の中小企業の近隣諸国の中小企業との競争の問題がありますが、その問題についての日本の政府の見解を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(菅野和太郎君) ケネディ・ラウンドのことにつきましては、詳細は明日発表することになっておりますが、大体関税は三〇%未満減少すると、現行率よりも三〇%減少するということになっておる。これはまあ日本の輸入・輸出ともに三〇%でやるというところが明日詳細な発表になると思つております。したがって、日本の大企業、たとえばアメリカあたりへの鉄の輸出あるいは綿製品の輸出など、そういう点においては三〇%下げられることが非常に有利になるというように考へておりますが、輸入については大体は日本は原料品の輸入が多いので無税品が大部分を占めております。そこで中小企業についてはその関税の引き下げがどれだけ影響あるかということについていろいろわれわれのほうでも考へておるのでありますが、もし急激に中小企業が影響を受けるような場合には、中小企業に対して特別のひととつ考慮を払うべきであるというように考へておるのであります。目下中小企業局のほうでもその具体案を研究しておると思うので、政府委員からその点はお答えさせます。

○小柳勇君 何か具体的にあれば……。

○政府委員(影山衛司君) ケネディ・ラウンドにつきましては、ケネディ・ラウンドの交渉の際に中小企業品目につきましては、できるだけこのケネディ・ラウンドのこちら側の影響が少なくなるよ

うにという配慮で品目ごとの交渉をいたしたような次第でございます。多少の中にも中小企業品目も入っておりますけれども、条件品目の中にも入っておりますが、大体まあこの程度でございます。ますならば、特別の影響はないというふうな私どもは考へておるわけでございますが、いずれにいたしましても、このケネディ・ラウンドというものをきつかけに先ほど大臣がお話しになりましたように、国際競争というものは一そう激化するわけでございますので、中小企業の国際競争力、体質の改善といふことは、これをきつかけにさらにやはり前進をさせなければいけないと考へております。

○小柳勇君 もう一つ、これは原則論なんです。が、協業化あるいは共同化といひますが、現在の日本の中小企業の皆さんはなかなか好んでないんです。政府並びに私も、協業化並びに共同化する中で中小企業はよくなるのだと、こう考へておりますけれども、そのやる人たちはあんまり好まない。ただ金を借りなきゃならぬから、どうもはたから見えておる。この種類の仕事は協業化したほうがよからうと思ひます。でも、やっぱり自分が社長でやる、あるいは自分が代表でやるほうがおもしろいんですよ。また資本金をどるくらいにしたほうが一番日本の中小企業としてのやりいかなどというところは具体的に計算ができぬではないかと思ふのです。業種もありませんし、土地柄もありましようしね。だからこの高度化資金というものが協業化並びに共同化などを中心に考へておるが、一体日本の現在の中小企業といふものはそれで早急に振興できるであらうかという疑問を私は常々持つておるわけです。そのもう一歩手前に、現在の中小企業それぞれのものが、金が足らなければ金を、人が足らなければ人を、まず協業化する前にそのおのの事業に手を入れなければ、倒産などを防止できぬのではないかと私考へる。で、その問題とこの中小企業振興事業団といふのは一体どういふ関連がある

かお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のように、日本の中小企業は過当競争、過小、過多性があるわけですが、できるだけ共同化、協業化に持っていかなければならないと思ひますが、どうも一國一城のあるじの考え方も多いのでございまして、なかなか持っていけないと思ひます。そこでこの振興事業団をつくりまして、そういう特に小規模事業の層の人たちに対して啓蒙をしながらいろいろと資料も流し、それから指導もいたしながら、そのために近く広報課というものが一つ特別につくろうかと思ひておりますが、そういうふうな、今度事業団をつくりました一つの使命も、そういうふうな人たちのものを考え方を變えていこうというふうなことも一つのねらいでございまして、共同化、協業化というものが、これが非常にむずかしいからこそ、この振興事業団をつくらせて助成をしていきたいと思ひておるわけでございます。この振興事業団が、そういう意味におきまして小規模零細層が共同化、協業化やりやすいようにこれを持っていきたいというところを考へておるわけでございますが、ただこれに乗り得ないところの小規模零細層の人たちの個別企業対策はそれではどうするかという問題でございまして、これにつきましては、やはりこれは小規模零細層対策としての一つの観点からの中小企業対策の大きな柱があるわけでございます。その点につきましては、昨年度以来設備近代化補助金のはかに機械類の貸与制度も行なつております。あるいは特別小口保険あるいは無担保保険というふうな制度もありますし、あるいはことしから完全給与制の税制上の特別措置にも踏み切つたような次第でございまして、そういう点におきまして、小規模零細企業対策という一つの柱につきましても十分に施策を講じた上で、やはり事業団というものの設立にも踏み切つたというふうな次第でございます。

○小柳勇君 その問題、少しまだ議論があります。商業団地や工業団地をつくり、そしてこれを売る。そこまでやりますと、その近隣にある零細企業ですね、小規模企業というものがまた非常に影響され圧迫されてまいります。それで、その商業団地及び工業団地を造成し、これを譲渡することについても、もちろん私も賛成である。またこれにはその地域における規模をどのくらいに標準でやたら一番いいか、経営しやすいか、あるいはその品物が販売しやすいかという規模も必要であろう。それは将来の問題として論議しますけれども、その商業団地や工業団地をつくらせて譲渡いたしますというそのりっぱなアイデア、いま私が申し上げるような現在その辺にある小規模零細企業の諸君との競合ですね、こういう問題は非常にたいへんな問題じゃないかと思ひわけです。したがって、そういう問題もこれはPRだけで済まぬ問題でありますから、だからここに工業団地、商業団地のりっぱなものをつくるならば、その前にその周辺にある零細企業や小規模企業の育成なり援助をしておかなければならぬのじゃないか、こういうことも考へるわけですがね。だから、りっぱな商業団地、工業団地をつくるその前に、この地域の育成強化をやるというふうなことにいつてはどう考へておりますか。

○政府委員(影山衛司君) 御指摘の点非常に大事な点でございまして、私も昨年度以来、零細企業対策というものをまず充実しようではないかというところから、先ほど申し上げたような施策を講じたわけでございます。今後の行き方としましては、やはり地域全体というものをながめまして、その地域全体の零細企業層も含めての高度化事業をどうするかというところから入つていかなければいけない。個別の工場団地の各個ばらばらな申請だけを置いてはむずかしい問題でございまして、そういう点で今度事業団をつくらせて、もう少し広域的な見地、広い見地からも指導をいたしたいというふうな考へておるわけでございます。

午後一時二十五分開会

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより商工委員会を再開いたします。

先刻委員の変更がございました。竹田現照君が辞任され、その補欠として鈴木強君が選任せられました。

○委員長(鹿島俊雄君) 休憩前に引き続き、中小企業振興事業団法案の質疑を行います。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 午前中に引き続き質問いたしますが、地方公共団体に仕事が多分にかかっているわけですから、それで地方公共団体のほうにしばって少し質問をいたしますが、いままでも県の商工課などが中心で中小企業を育成し強化してまいつたのでありますが、この中小企業事業団ができて、相当量の仕事が増えてまいらると思ひますが、中小企業庁としてはどのくらいに見ておられるか、仕事が増えていく割合を数字的にどのくらいに見ておられるか、ひとつお聞きします。

○政府委員(影山衛司君) 融資関係の事業につきまして、四十一年度が助成規模で百六十七億でございまして、今度二百六十六億になりますので、約百億の増加というふうなことになるかと思ひます。それと同時に、診断指導事業もそれに伴つて増加していくというふうな考へておるわけでございます。

○小柳勇君 そのための地方公共団体に對する国の補助などは全然ないのですか。

○政府委員(影山衛司君) そのためにつきまして、診断指導事業費の中で、従来診断指導員が四百四人でありましたけれども、これを五百八十四人に増加いたしました。それに必要な事業費を補助いたしております。それからまた総合指導所も十六県一市でございましたのを、今度はさらにまた十五県二市ほどふやすことにいたしました。それについての補助金もふやすことにいたしました。つまり、大体診断指導事業費で従来よりも一億くらい増加を見込んでおるような次第でございまして、

○小柳勇君 県の診断指導員のほかに、たとえば民間の指導員などを強化する意思はないかどうか。

○政府委員(影山衛司君) 中央会あるいは商工会、商工会議所の指導員につきましても、おのの増員をいたしておるような次第でございまして、たとえば商工会、商工会議所の経営改善指導員につきましては、現在四千四百四十人でございまして、これを四千七百二十人に指導員をふやすというふうな増加もいたしておる次第でございまして。それから県の中央会につきましても、指導員は四百四十人でございまして、これを今度四百六十人にふやすというふうな増加をいたしておるような次第でございまして。

○小柳勇君 これに対する財政的な援助はいかですか。

○政府委員(影山衛司君) 小規模事業対策費はベースアップ等も含めまして、商工会、商工会議所につきましては、昭和四十一年度が二十一億でございましたが、今度二十五億にふやすわけでございます。それから中央会関係は、ベースアップを含めまして四十一年度で一億七千三百万円でございますが、今度一億九千七百万円にこれをふやすというふうなことになると思ひます。

○小柳勇君 中小企業振興には、いわゆるお役所の指導だけではなくて、民間の協力も必要だと思ひますから、この中小企業振興事業団ができた機会に、民間のそういう指導員を増加される方向に今後考へてもらいたい。これは私の希望でございます。

次に融資の関係で、県が第二類で四〇%、それから第一類は二五%の負担になります。で、弱小県では、これが二五%も四〇%も、県の負担がたいへんだから、もう少し国でめんどう見てくれな

いかという要望が出ておるのですが、先般予算委員会で私質問したのですが、その後どういうふうなことで政府内部として意見が統一されておるか、見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 従来、高度化資金時代におきまして、都道府県の負担分は二五%でございまして、国が二五%で五〇%にいたしました。おたわけでございますが、それを今度は都道府県の負担割合二五%は据え置きにいたしまして、国の負担分をさらに一五%ふやして四〇%にしたような次第でございますが、そういう点で負担割合につきましては、都道府県のほうの負担分は増加をいたしておりません。それから織布関係につきましては、これはむしろ一〇%にいたしましたわけでございます。これは非常な負担の軽減になるかと思ひます。これは非常に負担の軽減になるかと思ひます。ただ、それと同時に、財政の負担力が弱いところの都道府県につきましては、自治省と協議をいたしまして、地方交付税の算定根拠になる基準財政需要に十分な算定根拠を見込んでもらふというふうなことで、地方財政力にこ入れもいたしたような次第でございます。

○小柳勇君 各県から中小企業庁などに資金の問題で陳情などきていますか。

○政府委員(影山衛司君) この問題につきましては、この事業団を設立いたします際にも、都道府県の商工部長を数回会議に招集いたしまして相談をいたしたわけでございます。そのときにも、地方交付税の算定基礎というふうなものも十分見込んでほしいというふうな要望はあったわけでございます。それを受けて、自治省ともそういう点に達したわけでございます。

○小柳勇君 次は、この商工中金で使うわけですが、商工中金でも仕事が多ふえてきている。ただ商工中金の場合、金融を申し込みましてもなかなか簡単に決裁ができない。これは銀行と同じ悩みがございますけれども、せっかく張り切つて中小企業振興事業団をつくりまして、なるべく簡単に融資したいということですが、商工中金のほうもたくさん仕事があるものですから、これだ

けにかかつておるわけにまいりませんでしよう。で、いま現地のほうの希望としては、県にしても商工中金にしても、もっと手続を簡単にして、そして早く決着がつくようにしてくれぬかという希望がたかさん出ておるわけですが、商工中金などいままでの様子を見ておつて、これからどうしようとするか、聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 商工中金におきましても、今度中小企業振興事業団ができましたのを機に、この協業化事業にも積極的に協調いたしていきなさいという方針を固めておりました。先生御指摘のように、事務手続等の簡素化、あるいは協業化の指導という面につきましまして、特別に商工中金の中に協業課という課を新設いたしまして、そういう点で万漏のないように全体のめんどろを見えていくという方向をいままで進めておるような次第でございます。そういう点で先生御指摘のように、事務手続の簡素化ということとは、たとえば商工中金を窓口にするものは商工中金の窓口に行きますならば、それで手続は済むというようにしたいと思つておるわけでございます。

○小柳勇君 今日までの協業化、共同化の融資申し込み、これに対して商工中金で扱いました実績はどうでしょうか。

○政府委員(影山衛司君) 商工中金におきましては、三十九年度におきまして、工場団地と商業団地を合わせまして三十七億六千九百万円ほど融資をしております。四十年におきましては三十七億五千三百万円、それから四十一年度が三十三億二千万円というふうになっております。

○小柳勇君 この申し込みに対する融資の割合はどういうふうですか。

○政府委員(影山衛司君) 大体におきまして、融資割合は全体の実績で見まして一六・八%程度、これは工場団地、商業団地、あるいは共同施設、店舗共同化等全部ひくるめて商工中金一六・八%ぐらいの実績になっております。

○小柳勇君 これは大臣にお聞きしておかなければなりません、三十九、四十、四十一ですね、

この四十年から四十一年度は融資の金額は三十七億から三十三億に減つておりますし、しかもその融資率は一六・八%ではすね、せっかく意欲を燃やして中小企業を振興しようとしても、これではなかなか共同化、協業化はできませんが、今後どういたしますか。

○国務大臣(宮野和太郎君) ただいまお話しのような実績にかんがみまして、今度事業団をつくつた機会に、一そうひとつその事業が発展するように努力したいと考えております。

○小柳勇君 これができましたら、振興事業団ができましたあとの融資の申し込みと貸し付けの率をどのくらいに踏んでおりますか。

○政府委員(影山衛司君) 一般のケースが、助成が六五%でございますので、あとの三五%は商工中金で大部分協調融資をしてもらいたいというふうな考えておるわけでございます。助成割合六五%でございます。

○小柳勇君 融資を申し込みましてですね、実際に貸し付けるその融資割合はどう見えますか。

○政府委員(影山衛司君) ただいまのところ、まだそういう点につきましては検討をいたしておりませんけれども、先ほどの自己負担分をほとんどもう商工中金あたりで見てもらうというふうな方式で算定してみたいと思ひます。

○小柳勇君 三五%の自己負担は商工中金が融資するということですか。

○政府委員(影山衛司君) 一応たてまえといたしまして、商工中金あるいは中小企業金融公庫も入りますけれども、そういう政府関係の金融機関でできるだけめんどうを見ていきたいと考えております。

○小柳勇君 年度の融資割合が、第一類の場合に事業団が四割、都道府県が二五%、自己負担三%になっておりますが、その扱いは、事業団のこの四%の扱いを商工中金が扱っていくということでしょうか。

○政府委員(影山衛司君) 商工中金の役割りでご

ざいですが、一つは、六五%を事業団と県が出しますが、そのあとの三五%を協調融資をする場合が一つと、それから事業団が今度対象にいたします場合には、事業団から都道府県への金を流す場合と、それから二県以上にまたがるような場合、あるいは組織のような場合には、都道府県から事業団に金を出しまして、事業団が今度は直接融資をするというふうな場合があるかと、これはまあ例外的な場合でございますが、そういう例外的に事業団が直接融資をするという場合に、一応債権管理であるとかその他金を流す場合の事務の一部を商工中金に委託をして窓口にするという仕組みになっておるわけでございます。だから二つの商工中金は役割りを果たすわけでございます。

○小柳勇君 そうすると、自己負担のこの三五%を借りる、その場合の担保なり、いわゆる商工中金の貸し付け条件については現状どおりですが、緩和されますか。

○政府委員(影山衛司君) できるだけこれは国の施策に協調していくわけでございますので、担保等につきましてもきびしいことを言わない、そのためにこそ協調融資であるというふうな私にも考えておりますけれども、商工中金も先生御承知のように半官半民ではございまして、一応独立採算制をとっておりますので、ある程度の担保の徴求はいたすものと考えておるわけでございます。

○小柳勇君 この自己負担の三五%をいまの業者は非常に問題にしているわけですね。事業団あるいは都道府県で六五%を持ってもらう、貸し付けてもらうというふうなことは一歩前進である。ただあとの三五%なり、第二類が二〇%自己負担せざるを得ない。これがまたたいへんだというので、衆議院でも附帯決議をして、現在持っている敷地などを国が買ってくれないかというふうな手続もここにいまつておるようですけれども、この自己負担のものについて、いまの衆議院の附帯決議についているような現在の店舗なり、あるいは土地を国が買い上げる、あるいは特別の担保

の条件を持つことにするなど、こういうことを考
えておりますか。

○政府委員(影山衛司君) その旧施設、あと地等
を事業団が買い上げてはどうかという要望も非常
に強くあつたわけですが、この点につきま
しては私もいろいろと検討をいたしてみた
わけですが、どうも従来建設省関係で
も、あと地買い上げを東京都あるいは大阪府等
にもやってもらつておりましたけれども、いろいろ
問題が出ておりましたのでございまして、にわか
にこれにまだ踏み切るわけに至らなかつたわけ
でございます。そこで、まあこのあと地あるいは旧
施設の買い上げというものを、なぜそれでは必要
となるかというところは先生御指摘のように、これ
をまあ見返りにして融資を受けたと、自己資金
の調達をしたいということになるわけではござい
ますので、商工中金等が協調融資を自己負担分につ
いてやつてもらいます場合にもそういう点を勘案
いたしまして、これを担保をとるとかいうような
ことで問題の解決をはかつていきたいと思つた
わけでございます。このあと地の買い上げの問題は今
後の問題としても検討したいというふうに思つて
おるわけでございます。

○小柳勇君 その前のまあ自己資金の商工中金か
ら特別に融資するというやつですね、こういうと
ころが一番みそだと思つてます。だからそのこと
は商工中金のほうにもよく通達をしておきまし
て、皆さまのほうからの連絡を密にしておきな
きゃならぬですが、この融資を申請する手続、そ
れからそれを決裁して実際手元にその決裁の通知
が来て、いよいよ共同の店舗をつくるというよう
なことの作業ができるようになるまで、なるべく
短時間のうちにできなければならぬものですが、
大体標準的にはどう考えていますか。A、B二方
式あるようにすけれども、A方式でいいです。県
の商工課に申し込み、そして中小企業振興事業団
と県が事業診断をやる、そしてこれはいい、これ
は悪いと決裁します。そしてあと貸し付けは商工
中金などあるいはその他の銀行でも扱いますが、

その場合、それでいよいよ金のほうがOKにな
る、そして団地をつくらせて販売になる。そうい
うようなものを大体的に的に見てどのくらいの見
当、標準のものをどのくらいの見当にしており
ますか。

○政府委員(影山衛司君) 事業によつて違つたわけ
でございます。中小企業団地あたりでは、中小規
模の人たちが郊外に集団移動するわけではござい
ますので、これは大企業でございまして、そこでこの
あたりでも十分計画診断等で指導するということが
必要でございますので、必ずしも拙速をとるとい
ふよりも、十分指導した上でというものの場
合がいい場合もあるわけでございます。従来そう
いう診断まで入れて、大体団地関係は六カ月
ぐらい。それから共同施設関係はこれは簡単に
ございまして、三カ月ぐらいに決定をして貸し付
けをしておるわけでございます。いづれにいたし
ましても、中小企業者の実態をよく見ながらこれ
は十分な計画診断等をやりましますと同時に、必要
な金はあるだけ早く出してあげるといふようなこ
とをこれから、そのためにこそ事業団ができた
わけでございますので、やつていきたいと思つて
おるわけでございます。

○小柳勇君 融資の問題については、あとお金を
もう少しふやしてもいい。衆議院の附帯決議
もついております。「財政投融資資金の大幅導入
等により」と、具体的に金の出どころまでちゃ
んと書いてございまして、通産大臣からこの今後
の政府出資の増額の問題について決意を聞いてお
きたいと思つてます。

○国務大臣(菅野和太郎君) 大幅の出資の増額に
ついては、われわれのほうもできるだけひとつ今
後は努力したい、こう思つておる次第でござい
ます。これは衆議院でもそういう御希望もあつた
ことでもありますので、この点については特に努
力したいと考えております。

○小柳勇君 少しまた具体的に、逐条的にはこの
次もやりますが、残りました指導啓蒙の問題で、
もう少し頭を整理するために具体的に説明を求め
たいんですが、中小企業振興事業団の中に指導セ
ンターを置いて、中小企業と連絡とりながらこ
れから進めたいということですが、その指導啓蒙
の体制というものは地方のほうでは県の商工課な
りあるいは指導課なりがやります。その人たちも
人員に限りがありますが、その先のいわゆる店舗
とその県などの出先機関との間のパイプは、大体
人員のどのくらいでどういう経費で指導体制が組
まれているのでしょうか。

○政府委員(影山衛司君) 県の段階におきまして
は、県の商工課あるいは従来の商工指導所という
ところがあつたわけでございますが、これを
さらに総合的に充実をする必要がございまして、
総合指導所というものを今度設立をすること
で、昨年から出発をいたしましたわけではござい
まして、十六県一市昨午つくりましたが、今度は十五
県二市、これも追加をすることにしたしております
が、人員の増加をいたしますが、そういうふう
に、それと診断指導員も全国で四百四人おりました
のを五百八十四人までふやすというふうに、地
方におきましては総合指導所という指導機関がご
ざいます。そこで、それから中小企業振興事業団
とがパイプをつなぎまして、お互いの協力関係に
おきまして中小企業者を診断をし、あるいは指導
していくということになる。それから横の関係で
は中央会あるいは商工会議所というものも地方
で指導しておるわけでございます。その県の総
合指導所あたりが中心になってやはりそこをまと
めていくという形になるわけでございます。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、
本案に対する質疑は本日この程度にいた
します。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、航空機工業振興
法等の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

○阿部竹松君 ただいま議題となりました法案に
つきましては、まだ衆議院で可決決定を見ており
ませんので、参議院におきましては予備審査にな
ろうかと思つて、衆議院で可決決定後、参
議院に送付され、本審査になった場合には、この
航空機の使用監督をして運輸省の当該局の責
任者を呼んで、あわせてお尋ねしてみたいと思
うわけですが、まず第一点のお尋ねは、このYS11
の飛行機をつくりましようということでは国会で論
議したのは二十八国会だと記憶しております。古
い以前の国会のことですから、はっきり記憶して
おりませんけれども、その当時の大臣は前尾繁三
郎さん、私も聞いておりました、論議したときには、
昭和三十八年までに二十五機を国内及び海外に
輸出して、端的に言うところをかせぎます、こう
いうことで私も賛成いたしました。ところが、法案
の提案説明を菅野通産大臣から伺ひし
たのですが、現在まだ二十九機しか渡しておらぬ
という、年数にして五年も違つたわけですが、台
数は確かに当時の私どもがお伺ひした機数から見
ると四機多いわけですが、年数が、私どもが国会で
論議し、時の通産大臣前尾さんからお伺ひし
たその御計画とは相当数開きがあるわけでは
ないかと思つて、将来の問題は後刻論議するとい
たが、いまして、なぜそのようなことに相なつておるの
かという経過をお尋ねいたします。

○政府委員(高島節男君) お答え申し上げます。
二十八国会の数字上の見通し、ちよつと正確に
記憶は——資料に基づいて存じておりませんが、
いま御指摘のように輸出が二十五機でございま
した、という予定のところがあつたのは覚えて
いたかと思つて、大体百五十機を全体で売つて
YSを完結するという構想で進んでおつたように
私承知いたしておりますが、その後内需が百二十
機、輸出が三十機、合わせて百五十機程度売つて
YSIIのプランが完了するのだというように、だ
いぶ年代を経ておりますが、政府として見直しを
比較的いまから近い時期に立てておりますように

承知いたしております。で、その間われわれが今回必要の見通しをやってみますと、非常にその点違つておる様に思ひます。一つは内需がそこまではなかなかないのではないかという感じを抱いてまいりました。それから輸出のほうは、現在までいろいろと商談がございまして、去年のちようどいまごろデモンストレーション・フライトをやりました。そのあと様子を見ておりました。南米あるいは米国等に有益な引き合いが非常に出来てまいりました。したがって、国内需要に入れば輸出がむしろ伸びるのではないかと、こういう感じが目下抱いておるわけではなからうか。内需が予想外に伸びませんでしたのは、これは運輸省のほうの国内航空の需要というものが、ローカルラインの動きを見ておりました。当時予想しておりましたよりも需要の伸びが低いようございまして。その点が見込みが違つてきたことが一つ。それからさらにYS11の試作をやっております。これは先生御承知のように、若干、一年くらいでございまして、非常に国内のほうの需要がちょうどある時期をはずしたと申します。その時期に間に合わない状態になつて、輸入機に依存せざるを得なかつたという時代がございまして、国内のほうはそれだけ伸び悩みの状態です。現在私どもの頭に描いておられますのは、今後大体五十五機見当のところが国内の民需、官需の合算したところではないかと、輸出はいろいろに状況はございまして、比較的高い目に見まして六十五機程度、合わせて百二十機程度が手がたい製作の基礎になる見通しとして今日確立されるのではないかと、こういう気持ちを持っております。御指摘の二十五機の輸出という点につきまして、ちよつと正確に資料に基づいた知識がございませんで、まことに申しわけございませんが、現在の需給の変化のラインは大体そういうことではなからうかというように考へておる次第でございまして。

○阿部竹松君 私どもがだまされたかどうか、通産省が法律を通すためにカムフラージュをして御答弁、あるいは御解明なさつたとは私は思ひませんが、しかし計画と現実とあまりかけ離れておるわけですね。たとえば当時のいろいろ論議の過程で、終戦後進駐軍の意向もあつたことなので、まあ日本には航空機製造を禁止されておつた十年間、非常にプランクがあるわけですから、なかなか、さてこれからそういう飛行機をつくるということも容易なことではない、私もはせつかく飛行機をつくるのであれば、エンジンまでつくつてはどうですか、こう言ひましたところが、政府は日本ジェットエンジン株式会社でいま研究させておられます。しかしながら三十八年まで二十五機、三十八年から二十五機以上つくつて出さるものであるから、いまボデー、計器、こういうものが一切でき上がったときに、まだまだエンジンのほうはできません、したがって、一基七千万円のエンジンを、これはイギリスのロールスロイスですか、そこから購入してやるんだが、やがては、いま申し上げましたジェットエンジン株式会社で試作をしていられるので、それが三年後、つまり三十八年からです。それから四十年で、四十年以降全部国産機になりましようと言つて、前尾さんなり当時のいまの高島さんの立場にあつた岩武さんが答弁してゐる。まだ日本のエンジンじゃないでしやう。これは一つ一つ、こう言つたがいまこうだといふようなことは言ひませんけれども、それが現実の姿なんです。それから再度国費を出すにあつたって私も疑問に思ふ。はたしてこの前こういうことであつたら今度はもうなんだろうと端的には言ひませんけれども、三年あるいは四年、五年もかかるのですから。半年や一年おくれたら別問題ですよ。しかし、三年も四年も五年もおくればしまつてまだ軌道に乗つておらない。ですから、こういう点についてもう少しお調べ願つて御答弁をいただきたい。

○政府委員(高島節男君) 阿部先生御指摘のように、当初政府側でいろいろと計画をいたしておりました計画と今日の実態との間に非常にズレがございまして申しますか、おくれた面、試作でよくれた面で内需が確保できなかった点、それからエンジンの開発が進みませんで、この点はまだまだ国産でやつていくという段階にはないという面、そのあたりはいかに御指摘のとおりであるかと思ひます。ただ、非常に言いわけめきまして恐縮でございまして、当時は、これからどういふ段階で飛行機の内容も設計等が本格的に固まつて、本格生産段階に入つて、そして片方需要にうまく乗りながら売つていくという時代でございまして、まだ需要先の確保やその他について非常にコンクリートにつかまえていくということができなかったのではないかとまあ推察されるわけでは、内需について見方が甘かつたようであるけれども、輸出については最近いろいろな意味で諸方面の応援を得ました結果でございまして、幸いにして相当の機数がこれは確保できる段階になつて、いわば需要が内需と輸出と入れかわつたような形になりまして、ベースの需要機数が確保される、こういうような感じになつてきたように思ひます。エンジンの点は、これは非常に難問でございまして、御指摘のように、ジェットエンジン株式会社でやりましたのも、結果においては成功をいたさないまままで今日になつてまいっております。そして先生これは御承知のように、エンジンというものは、もう一歩先にはんとはいでいて、まづときには、もう一歩先にはんとはいでいて、それを基礎に設計をいたしたのでございまして、エンジンがきまらないまま飛行機の新しい型の設計にはいき得ないというのがこれは技術的な常道であるようございまして。したがつて、この点は非常におくれておりますので、私どもも根本からエンジンの開発ということについては考え方を新たにしまして、本格的に政府において取り組むべき問題ではなからうか。その点は従来あるのとはなからうかという点を深く反省しておる次第でございまして。

○阿部竹松君 高島局長さんからこれはもう弁解ばかりお聞きしておつて、ちよつと質問やりにくいのですが、それがたまたま参議院の社会党の樺会長もこの委員ですから、出席されたんです。が、樺会長も当時やはり商工委員の一人として前尾さんにお尋ねして、いま論争している二十五機の問題について、二十五機ですかという当時の樺委員の質問に対して、いやいや二十五機と限定しておりません、二十五機を最低限としてそれ以上伸ばして運ぶのですよ、こう言つて答弁してゐる。ところが、また国から金を出さなければならぬということになつておる。あの当時の計算でいくと、半年や一年ずれてもこれはまあやむを得ない、さいぜん申し上げましたとおり、十年間の製造に関するプランクがあつたわけですから。しかし、今日高島局長さん、まだ金を出してやらなければならぬというふうなことは、これは私は得心いかぬわけですよ。特にあなたの先輩である通産省から有力な前局長、最高幹部がそこに重役として行つておるのですから、その点も私ちよつと問題になるわけですから、それは議論がやるからあれですが、そこでこれは大臣にお伺ひしたいわけですが、全日空と日本航空と合併するといつて、私も新聞記事の範囲内で承知しておるわけですが、合併すると言つてゐる。ところが、全日空のほうは全くの赤字で、内閣総理大臣の佐藤さんも前社長やめなさいといふことで社長の交代をさせましたね。何で日本航空と全日空の経営的の差があるかといふことになるかと、それはローカル線を持つておるとか、あるいは国際線を持つておるとかといふ関係もありましよう。しかし一番問題は、この全日空が使つてゐるYS11の事故ですよ。もちろん昨年の二月四日の墜落と、727は日本がつくつたのではない、アメリカの飛行機ですが、727が落ちたのも原因でしやう。しかし松山沖の問題から、あるいは国内航空で使つてゐる、YS11通産大臣の故郷である大阪で足が出なかつたという問題、全部YS11ですよ。ですからこれは、あなた笑つて話をしておるが、これはたいへんな問題ですよ。ですから日本航空は満

たいと思います。年間二十五機で、これが数年にわたって二十五機ぐらいで輸出がふれていくということは、当時どういう趣旨において言ったか、私もちょっとこれ把握できておりませんので、これは後ほどよく調べてみたいと思います。が、阿部先生御指摘のように、単に東南アジアだけでなく、世界全体に向けては相当に有効需要が強いと、こういう考え方も相当あったと思います。それから内需につきましても、かなり手近な問題として有効需要がかなりあると、こういう気持ちでやっていったことも事実でございます。ところが、それがそういった予定とは非常に狂いまして、現在までの売り出しは予定よりもずっとおくれた形でやってまいりましたので、その間の資金繰りは政府保証債を発行しつつやってまいりまして、今日までの限度の拡大等をしながら、主として内需にいくものとして四十年ごろまでは予測を立てて会社の経理をまかかってまいったという気配ではないかと思えます。で、これから先の経理状況をいまの時点に立つて過去、将来とに分けて見てみますと、過去においては、まず先生御承知のように、何といっても開発試作に非常に大きな金を入れました。これは従来の資本金が五十

五億円でありますが、その大部分というものが試作開発に使われて、これが出資という形で株主の勘定として残っております。当然にこれはゼロになるものではない、コストに入ってくる形に残っておりますことが一つ、それから製造いたたくなっておりまして、この二つがこの会社のいわば踏んまえまして、実は今回私も赴任早々ではございましたが、非常に心配な事態でありますので、何かこれは基本的な将来の行き方というものを根っこから考えてみなければいかんと思つて、航空機工業審議会の小委員会を開催いたしてもらひまして、本格的にこれに対する対策、經理の立て直しの方ををえようといはしておつたわけであります。ちょうどそのとき、積極的にむしる營業活動をしていく必要もございますので、アメリカに対してデモンストレーション・フライトをやりました。続いて南米にやつた、その結果がそれだけの結果とも申せませんが、ちょうどその時期から日本のYS11というものの非常な利用価値が世界的に認められてまいりまして、中南米、北米において具体的な引き合いが活発になってきたという事になります。それで今後幾らういさういさう事態を踏まえて売れるのかというこの予測でございますが、先ほど申し上げましたように輸出六十五、国内、これは大部分引き渡しまつた多うございますが、五十五といった程度のところまで手がたい今後の売れ行きの機数でございます。当初は百五十ぐらひは売れるであろうということとでスタートをいたしておりますが、もういいよいよあと数年でこの飛行機の生産も一段落という時期になっておりまして、そのときに政策を立てる基礎としては、売れる機数はやはりそこはかた目に見まして百二十機ということで押さえない、それを押さえるのが審議会においても妥当な見通し

ではないかという感触でございましたので、これをまず需要の基礎といたして考えました。同時にそういうことになってまいりますと、量産段階に入ってから先には出資はいたさない計画に当初はなっております。これは先生御記憶のところかと思えます。今回の改正もそれからんでおりますが、出資はしないというたてまえでございましたが、量産段階に入ってもやはり政府出資をここでしてもらう、そして同時に民間のほうも出資をしていただくということで、両方からそれぞれの出資をしてもらいまして、結局資本金を七十七億円まで上げていく。資金コストのゼロの段階が量産段階でも二十二億ほど調達をされてくるという形にいたしましたので、その採算をよくしていく。さらに今回五億円ほどの助成金を予算としてちょうだいいたしますことに要求をして通りまして、その結果、たとえばアメリカに売ります際には貨客混合の形のものを改造して出さなければいかぬとか、床厚をもっと強いのになければいかぬという形の御要求が具体的にございますので、それに相應じていくような作業をしますための援助を具体的に出していくという等の処置を講じましてやっておりますと、売れるのが百二十機であれば、これは百二十機が完了したときに採算はたれていくというところがねらいとして出てまいったわけでございます。したがって、一番問題の所在点も、冒頭御指摘のありましたように、予測というものもが当たるかどうかということになってまいらると思えます。先輩諸氏やあるいは当時的大臣がお見通しをなさったとき、非常に見通しがしにくかった段階であらうかと思いますが、悪い面も出ましたと同時に、市場開拓をすれば、世界的にこの飛行機が南米や北米に売れていく可能性が出てきたということは、これは見込み違いはとにかくといたしまして、全体のためには非常に幸いなことである。したがって今後、まだ契約が確定したわけではございませんので、このとらえました商機をよく利用いたしましたして、外国に対する輸出が確実になっていくように努力をいたしたいと思ひ

ますが、見通しとして考えました場合に、百二十機の見通しは手がたいところではないか。そうすれば今回お願いいたしておりますだけの出資と若干の補助金とがございましたら、百二十機の売り渡しは済む。そのほかいろいろの企業努力等も取りまとめまして、収支としてはとんとんのところで上がっていくのではないか。これが大体Y511の四十四年から五年くらいまでの総体の機数の売り上げの完了するまでの経理の見通しとなつておる次第でございます。

○委員長(鹿島俊雄君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鹿島俊雄君)　速記を起こして。

○阿部竹松君　局長の御答弁、御説明を聞いても、また長々と書いたこの提案説明を説きましても、ただ金を出せという以外に、美辞麗句を並べてもこれはないのですね。ですから、さいぜんも申し上げましたが、次から次へと事故が起きる。全日空で二回、国内航空で一回、全日空でチャーターしたのが飛び上がった瞬間、やらかして、乗員三名死亡しておりますね。これは全部Y511ですよ。そこで私は航空力学だとか、エンジンがどうだとか、そんなことはわかりませんけれども、これはしろうとはしろうとに判断いたしましたして、さいぜんも申し上げましたが、エンジンはいギリスから持つてくるわけです。ロールスロイスから持つてくる。ボディーは川崎でつくるとか、計器ははるかなたの栃木県の宇都宮にある富士がつくるとか、あらゆるところに、国内に全部分散して、そして三菱が責任を持つて全部集めてきて組み立てている。これじゃやはりそれは密接なる連携をとつてやつておるでしようから、これは何ともないと御答弁なさるかもしれないけれども、少なくとも一カ所に集中して、三菱も金を出しなさい、あるいは日立も、あるいは川崎も富士も同じである。国もてこ入れしましょう、こういうようなそちらこちらにちりぢりばらばらになつておつて、一カ所に集めて組み立てるといつても、研究するためにもやはり時間

と金がかかるわけですから、そういうふうに国が金を出すことになったから、こういう方法で製造方法を改めますということであれば私どもも得心するのですよ。しかしそんなことは全然ないわけです。製造工程についても製造方法についても何にもないわけですよ。したがって事故のみがわれわれのあまりにも目につくものですから、事故が起これば必ず犠牲者が出るから目につくものですから、私のような意見になるかもしれませんけれども、そういうところは全然ないですね。エンジンにはあまり高くならぬから——これは十年前私どもに、今後は日本で研究し、日本のやつを使いますよといったのだが、あまり高くなっておらぬからエンジンはこのままだというような方針に切りかえたかもしれませんが、もう少し高島局長さん、製造工程においてくふうがないものだろうかというようなことを、私はしろとです。ですからつきりわかりませんけれども、とにかくそういうふうなことは全然ないので、幾ら読んでも、あなたの説明を聞いても、見通しがどうだったとか、これからどうするとかいうようなことで、ちょっと怪しくなってくると、阿部先生御承知のとおりと言うから、私もあまりものを言われぬけれども、製造工程とか機械の進歩について少しお聞かせ願いたいのですがね。

○説明員(加藤博男君) いまの点にお答え申し上げます。先ほど先生御指摘の大阪の事故は、幸いにして死傷者がございませんでしたので、いづれにしても二度事故を起こしておりまして、非常にこの辺の事故につきましては、私どもも運輸省その他から報告が出ておりますので、御紹介申し上げてもよろしゅうございますが、さしたって、いまの後半の御指摘の工場分散に基づく問題点につきましてはお答え申し上げます。

YSをああやって日本のメーカーが全体で分散してつくろうということになりました事の起ころいは、YSIIというものを日本の航空工業の全力をあげていきたいということでございますし、ねら

が、実に分散に基づく技術上の問題点というのは、ただいま御指摘のような事故その他とからめて考えましても、分散のためにということではなないように私どもは考えております。実はこれは日本だけの例でございますと、ほかの例があまりございませんで、若干外国の例を申し上げさせていただきますので、若干外国の例を申し上げますが、YS11とちょうど競争関係にございましたオランダのF27というターボプロップの輸送機がございます。これも実にはエンジンはいギリスのロールスロイスのものをを使っておるわけでございます。それから各計器につきましても、これはアメリカでもそうでございますが、機械メーカーが機械、計器その他を全部つくっておるという例はむしろまれでございます。まして、それぞれ専門メーカーがやっておるわけでございまして、それで問題点は機械メーカーが分散しておるところだろうと思いますが、これは図面です。きちんとそれぞれの規格をきめてやっておりますので、そのために接合部が不具合が起くことといううことはいままでもございませんで、今後もしやういふ点の心配はなからうと思えます。と申しますのは、たとえば、ある社が全部つくりましたも、それは特定のグループで最初から終わりまで、主翼から尾翼まで全部つくるのはございませんで、やはり各社内におきまして、グループ生産で別々につくって最終的に組み立てるものでございませんで、図面自体にそういう厳密性がございませんで、たとえ一社でつくっても飛行機はいいものではないわけでございまして、一号機と十号機目とは違ってくるというようなことも起こってまいりますので、飛行機の場合にはそういう互換性については厳重な規格のもとにやっておりますので、分散に基づく御心配というものはさほどないと思います。技術的な御質問の点だけ。

○阿部竹松君 あんた一年や二年武器課長をやつて、何がわかる。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散會

六月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は六月九日)

一、中小企業振興事業団法案

が、実に分散に基づく技術上の問題点というのは、ただいま御指摘のような事故その他とからめて考えましても、分散のためにということではなないように私どもは考えております。実はこれは日本だけの例でございますと、ほかの例があまりございませんで、若干外国の例を申し上げさせていただきますので、若干外国の例を申し上げますが、YS11とちょうど競争関係にございましたオランダのF27というターボプロップの輸送機がございます。これも実にはエンジンはいギリスのロールスロイスのものをを使っておるわけでございます。それから各計器につきましても、これはアメリカでもそうでございますが、機械メーカーが機械、計器その他を全部つくっておるという例はむしろまれでございます。まして、それぞれ専門メーカーがやっておるわけでございまして、それで問題点は機械メーカーが分散しておるところだろうと思いますが、これは図面です。きちんとそれぞれの規格をきめてやっておりますので、そのために接合部が不具合が起くことといううことはいままでもございませんで、今後もしやういふ点の心配はなからうと思えます。と申しますのは、たとえば、ある社が全部つくりましたも、それは特定のグループで最初から終わりまで、主翼から尾翼まで全部つくるのはございませんで、やはり各社内におきまして、グループ生産で別々につくって最終的に組み立てるものでございませんで、図面自体にそういう厳密性がございませんで、たとえ一社でつくっても飛行機はいいものではないわけでございまして、一号機と十号機目とは違ってくるというようなことも起こってまいりますので、飛行機の場合にはそういう互換性については厳重な規格のもとにやっておりますので、分散に基づく御心配というものはさほどないと思います。技術的な御質問の点だけ。

○阿部竹松君 あんた一年や二年武器課長をやつて、何がわかる。

○委員長（鹿島俊雄君） 他に御発言もなければ、
本案の質疑は本日のところこの程度にいたしま

昭和四十二年七月七日印刷

昭和四十二年七月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局